

年末調整手順の電子化に向けた取組について

1 年末調整手順の電子化の概要

従業員（給与所得者）が給与の支払者に提出する控除申告書を電子データで作成し、給与の支払者に提供する場合は、保険料控除証明書等の書面（ハガキ等）での添付に代えて、保険会社等から交付を受けた控除証明書等のデータ（以下「控除証明書等データ」といいます。）を添付することができます。

これに伴い国税庁では、年末調整手順において、従業員（給与所得者）が控除証明書等データを用いて簡便・正確に控除申告書を作成することができる「年末調整控除申告書作成用ソフトウェア」（以下「年調ソフト」といいます。）をパソコン・スマートフォンの公式アプリストアや国税庁ホームページ（パソコン版のみ）で無償提供しています。



年調ソフトには主に以下の機能があります。

- ① 保険会社等から交付を受けた控除証明書等データをインポートすることにより、控除申告書の所定の項目に控除証明書等データの内容を自動入力する機能
- ② 保険料控除等の控除額を自動計算し、控除申告書を作成する機能
- ③ 作成した控除申告書をデータ出力する機能

なお、①の機能については、マイナポータルと連携し、必要な控除証明書等データを一括取得し、自動入力することにより控除申告書データを作成すること（マイナポータル連携）も可能となります。

詳しくは、国税庁ホームページ（<https://www.nta.go.jp>）の「年末調整手順の電子化に向けた取組について」ページをご覧ください。

- （注） 1 年調ソフトとマイナポータルを連携させて控除証明書等データを一括取得するためには、マイナンバーカード及びICカードリーダライタ（マイナンバーカード対応のスマートフォンでも可）が必要となります。
- 2 年末調整手順の電子化は、民間ソフトウェア会社の給与システム等でも行うことが可能な場合があります。詳しくは現在ご利用になっている給与システム等を開発する民間ソフトウェア会社にお尋ねください。

2 年末調整手順の電子化のメリット

(1) 給与の支払者のメリット

イ 控除額の検算が不要

従業員が、年調ソフトの控除額の自動計算機能を利用して保険料控除申告書等を作成するため、控除額の検算事務が不要となります。

ロ 控除証明書等との突合作業が不要

従業員が、年調ソフトに控除証明書等データをインポートすることにより、控除証明書等の内容が控除申告書の所定の項目に自動入力されるため、控除申告書の記載内容と控除証明書等との突合作業が不要となります。

ハ 従業員からの問合せが減少

従業員が、年調ソフトの入力支援機能や、「年調ソフトヘルプデスク」を利用することにより、従業員からの問合せが減少することが見込まれます。

ニ 年末調整関係書類の保管コストの削減

従業員から提供された控除申告書データを原本として保管するため、書類の保管が不要となります（従業員から書面で提出を受けた書類については保管が必要となります。）。

(2) 従業員（給与所得者）のメリット

イ 控除証明書等の内容の転記・控除額の手計算が不要

年調ソフトに控除証明書等データをインポートすることにより、控除証明書等の内容の転記が不要になるとともに、控除額を自動計算することができます。

また、「マイナポータル連携」を利用すれば、必要な控除証明書等データを一括取得し、控除証明書等の内容を控除申告書の所定の項目に自動入力することができます。

ロ 控除証明書等データを紛失しても再取得が容易

控除証明書等（書面）を紛失した場合は、これまで保険会社等に再発行を依頼していましたが、データ取得の場合、誤ってデータを消去してもオンラインで再取得することができます。

ハ 給与の支払者からの確認が減少

年調ソフトの入力支援機能を利用することにより誤りのない控除申告書を作成できますので、控除申告書データの提出後、給与の支払者からの控除申告書データの内容についての確認が減少することが見込まれます。

3 年末調整手続の電子化に向けた準備

(1) 実施方法の検討

年末調整手続の電子化に当たり、従業員が使用する控除申告書作成用のソフトウェア（「年調ソフト」や民間ソフトウェア会社が提供する給与システム等）の選定、電子化後の年末調整手続の事務手順をどうするかなどを検討します。

(2) 従業員（給与所得者）への周知

(1)の検討結果に加え、保険会社等から控除証明書等データの交付を受けるための手続など、事前準備が必要であることを早期に従業員へ周知することが必要です。

なお、従業員から控除証明書等データの取得方法について問合せがあった場合には、マイナポータル連携を利用又はその従業員が契約している保険会社等のホームページ等で確認するよう周知願います。

(3) 給与システム等の改修等

従業員が提供する控除申告書データや控除証明書等データをご利用の給与システム等にインポートし、年税額等の計算を行うための給与システム等の改修等を行います（詳細については現在ご利用の給与システム等の民間ソフトウェア会社へお問合せください。）。